

株式会社 埼玉りそな銀行

この書面には、ご投資にあたって特にご注意いただきたい事柄や、この商品のリスク、手数料などの費用、商品の特徴などについて記載しております。お申込みの前にこの書面を十分お読みいただき、よくご理解いただいた上でご投資ください。なお、この商品やこの書面に関するお問合せは、下記までお願いいたします。（この書面は、金融商品取引法第37条の3（契約締結前の書面の交付）に基づき作成しております）

りそなコミュニケーションダイヤル 0120-77-3192

〔ご相談（サービスコード①②）の受付時間は平日9時～21時となります。〕

1 この商品の概要について（金融商品取引契約の概要）

- ◇この商品は投資信託です。投資家から集めた資金をひとつにまとめ、運用の専門家が有価証券等に分散投資し、その運用成果を投資家に対して分配する仕組みに特徴があります。（運用成果はマイナスとなることがあります）
- ◇募集・買付・換金等の取扱い、株式会社埼玉りそな銀行（販売会社）が行い、設定・運用は、損保ジャパン・アセットマネジメント株式会社（委託会社）が行います。
- ◇ファンド・オブ・ファンズ方式により、主として「FORTIS FLEXI III Equity China“ A ”」（※1）および「損保ジャパン・グレートチャイナ・マザーファンド」（※2）に概ね各50%程度投資することにより、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。
 ※1、中国の取引所に上場する人民元建株式（A株）等に投資する投資信託証券です。
 ※2、主に中国、香港、台湾で事業展開する企業の株式に投資する投資信託証券です。
- ◇「FORTIS FLEXI III Equity China“ A ”」の運用はフォルティス・ハイトン・インベストメントの助言を受けて、フォルティス・インベストメンツが行います。「損保ジャパン・グレートチャイナ・マザーファンド」の運用は、損保ジャパン・アセットマネジメントが行います。
- ◇原則として、為替ヘッジを行いません。

2 この商品のリスクと留意点

投資信託に共通する特に注意が必要な点

- 「投資元本」および「分配金」が保証されている商品ではありません。
- 値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は大きく変動します。
 基準価額が下落すると、損失を被り、投資元本を割込むことがあります。
- 投資信託に生じた利益および損失は、ご購入されたお客さまに帰属します。
- 預金ではないため、預金保険の対象外であり、また投資者保護基金の対象になりません。
- クーリングオフ（金融商品取引法第37条の6の規定）の適用はありません。

当ファンドの主なリスクは以下のものがあります。

□市場リスク

◇株式に関するリスク

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映し、変動します。
 投資している銘柄の株価の下落は、基準価額の下落要因となります。

◇為替に関するリスク

外貨建資産に投資を行いますので、為替レートの影響を受けます。為替レートは、各国の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により変動します。投資している国の通貨が円に対し弱く（円高）なると、投資資産の円貨換算額が減少するため、基準価額の下落要因となります。当ファンドは、原則、為替リスクを回避するためのヘッジは行いません。

□信用リスク

投資している国の経済情勢や、有価証券の発行体（国や企業等）の経営・財務状態、財政状態等が悪化した場合、その有価証券の価格が下落し、その結果ファンドの基準価額が下落することがあります。また、発行体が経営不安や倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることがあり、ファンドの基準価額の下落要因となります。

□その他のリスク

◇流動性リスク

有価証券等を売却する場合は、市場等で取引の相手を探すことになりますが、希望価格での取引相手が見つからない場合あるいは取引の相手自体が見つからない場合には、予定していた売却ができないことや売却のタイミングを逃すことで不測の損失を被ることがあり、ファンドの基準価額の下落要因となります。

一般的に市場規模や取引量が小さい銘柄を売却する際は、流動性リスクが高くなります。

◇カントリーリスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、ファンドの基準価額の下落要因となり、方針に沿った運用が困難となることがあります。投資対象先が新興諸国市場の場合には、市場規模や証券取引量が小さいことや、法制度や経済基盤等が未発達であることから、欧米等先進国の証券市場に比べカントリーリスクが高くなる傾向があります。

◇中国証券市場の制度等に関するリスク

中国の証券市場及び証券投資に関する制度には、様々な制限等があります。これらの制限等は、大部分が中国証券監督管理委員会（CSRC）及び国家外貨管理局（SAFE）の裁量によっておこなわれます。また制度等の枠組みを構成する関係法令は、近年制定されたものが多く、その解釈が必ずしも安定していません。QFII（適格外国機関投資家）の投資に対する中国国内における課税の取扱いについては、明らかではなく、将来、税制が変更される可能性があります。また、国家外貨管理局の裁量により、中国の外貨収支残高状況等を理由として、海外への送金規制（または海外からの投資規制）等が行われた場合には、換金が行えない可能性があります。

□ご換金に関わる留意点

以下のような場合、一部解約の請求の受付を中止すること、および既に受付けた一部解約の受付を取り消すことができるものとします。

- ・いずれかの解約日において解約請求の口数の合計が、その解約日における受益権の総口数の10%を超える場合またはそのおそれがあると判断した場合、いずれかの解約日においてその解約日を含む過去5営業日における解約請求の口数の合計が、その解約日における受益権の総口数の30%を超える場合またはそのおそれがあると判断した場合等一部解約の請求金額が多額な場合
- ・この信託が主要投資対象とする投資信託証券の解約および換金の停止ならびに基準価額算出の中止、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、取引市場における流動性が極端に減少した場合
- ・取引市場の混乱、自然災害、テロ、大規模停電、システム障害等により基準価額の算出が困難となった場合、投資対象国等における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、税制の変更、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少もしくは資金決済に関する障害等その他やむを得ない事情があると判断したとき

一部解約の受付が中止された場合には、受益者は受付け中止以前に行った当日の一部解約の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の請求を受付けたものとし、信託約款の規定に準じて算出した価額とします。

3 費用について

◇この投資信託を購入・保有・換金されるにあたって必要な費用は次の①～③の合計額となります。なお、②の信託報酬については、保有日数に応じて、ご負担いただきます。

①お申込み時に直接ご負担いただく費用

申込手数料：取得申込総金額に応じて下記料率を申込受付日の翌営業日の基準価額に乘じて得た金額

取得申込総金額	手数料率
3,000万円未満	3.675%(税込)
3,000万円以上5,000万円未満	2.100%(税込)
5,000万円以上1億円未満	1.050%(税込)
1億円以上3億円未満	0.525%(税込)
3億円以上	なし

※取得申込総金額とは、お申込みに際しお支払いいただく金額の総計で、税込みのお申込手数料を含みます。

②保有期間中に間接的にご負担いただく費用

信託報酬：信託財産の純資産総額に対して実質的に年率1.8905%程度※（税込）

※当ファンドの信託報酬年率1.2180%（税込）に主要投資対象とする各投資信託証券の組入比率を運用方針に基づいて以下の割合と仮定し加算しております。

各ファンド名	信託報酬等	組入比率
FORTIS FLEXI III Equity China “A”	年率1.345%	50%
損保ジャパン・グレーターチャイナ・マザーファンド	0%	50%

その他の費用：監査費用、有価証券売買時の売買委託手数料、資産を外国で保管する場合の費用等は、信託財産中からご負担いただきます。これらの費用の合計額は、事前に計算できないため、その額や計算方法を記載しておりません。

③途中換金時に直接ご負担いただく費用

信託財産留保額：ありません

4 お申込み（買付）について

◇お申込受付日は、ルクセンブルクの銀行、香港証券取引所、上海証券取引所もしくは深セン証券取引所の休業日（香港証券取引所の半日休業日を含みます。）以外の営業日となります。

◇お申込価額は、平成22年1月25日（月）から、平成22年2月23日（火）までは1口あたり1円。平成22年2月24日（水）からはお申込受付日の翌営業日の基準価額となります。

◇お申込単位は、1万円以上1円単位となります。

※ただし、りそなダイレクトの場合1万円以上、1,000円単位となります。

5 収益の分配について

◇毎年2回、原則として2月、8月の各23日（休業日の場合は翌営業日、第一回決算は平成22年8月23日（月））に決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。

◇収益分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定しますので、委託会社の判断で分配を行わない場合もあります。

◇分配金は「再投資」タイプと「定期引出」タイプの選択が可能です。なお、「再投資」を選択された場合の収益分配金は、税金を差し引いた後、決算日の基準価額により自動的に手数料なしで全額再投資されます。「定期引出」を選択された場合の収益分配金は、税金を差し引いた後、原則として決算日の翌営業日に支払われます。

6 ご換金について

- ◇換金受付日は、ルクセンブルクの銀行、香港証券取引所、上海証券取引所もしくは深セン証券取引所の休業日（香港証券取引所の半日休業日を含みます。）以外の営業日となります。
- ◇換金価額は、換金受付日の翌営業日の基準価額となります。
- ◇換金代金は、原則として換金の受付日から起算して7営業日目以降にお支払いいたします。
- ◇換金単位は、1口以上1口単位、もしくは1円以上1円単位となります。
※ただし、りそなダイレクトでは、1口以上1口単位となります。

7 税金について

○個人のお客さまの課税

平成23年12月31日までは、換金および償還時の差益（取得価額超過額）、収益分配金（普通分配金）については、10%（所得税7%、地方税3%）の税率が適用されます。また、平成24年1月1日以降は20%（所得税15%、地方税5%）の税率が適用される予定です。なお、平成21年以降、換金および償還により利益が出た場合は譲渡所得となり、特定口座（源泉徴収あり）による申告不要制度を適用しなければ、原則として確定申告が必要となります。

※換金差損益および償還差損益は、上場株式等の譲渡損益として、他の株式投資信託や株式の譲渡損益との損益通算が可能です。

※換金差損・譲渡損が発生した場合、特定口座（源泉徴収あり）に配当所得の収益分配金（普通分配金）を受入れている場合、損益通算が自動的に行われます。特定口座（源泉徴収なし）については、確定申告（申告分離課税を選択）を行えば損益通算ができます。

○法人のお客さまの課税

平成23年12月31日までは、収益分配金（普通分配金）ならびに換金（解約）時および償還時の個別元本超過額に対して、7%（所得税7%）の税率で源泉徴収が行われます。平成24年1月1日以降は15%（所得税15%）の税率となる予定です。

※税制については平成22年1月8日現在の内容について記載しておりますが、今後変更される可能性があります。個別の税務相談などについては、お近くの税務署か税理士にご相談ください。

8 その他

- ◇信託期間は平成32年2月24日までです。信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社（株式会社りそな銀行）と協議のうえ、信託期間を延長することができます。ただし、受益権の口数が30億口を下回ることとなった場合もしくは信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したとき、委託会社は受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、繰上償還をさせることができます。
- ◇投資信託のお申込みの有無によって、当社とのお取引へ影響を及ぼすことはありません。

ご購入いただくまでに、目論見書の記載内容を必ずご確認ください。

株式会社埼玉りそな銀行（本店所在地：埼玉県さいたま市浦和区常盤七丁目4番1号） 登録金融機関 関東財務局長（登金）第593号 ●主な事業：銀行業
●設立日：平成14年8月27日 ●当社が行う登録金融機関業務の内容及び方法の概要（内容の概要：公共債及び投資信託等の有価証券の販売その他の取扱及び店頭デリバティブ取引等 方法の概要：店頭・訪問・インターネット・電話等） ●加入している金融商品取引業協会：日本証券業協会、社団法人金融先物取引業協会
●この商品において、当社が加入したまたは対象事業者となっている認定投資者保護団体は、ありません。